

# 東京都十一市競輪事業組合制限付き一般競争入札要綱

令和5年7月21日

要綱第2号

## 第1 趣旨

この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により行う入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象工事等

制限付き一般競争入札は、別に定める東京都十一市競輪事業組合制限付き一般競争入札実施基準（以下「実施基準」という。）に定める工事等（以下「対象工事等」という。）に係る契約について行う。ただし、対象工事等の性質、目的その他の事情から、管理者が制限付き一般競争入札に適さないと認めた場合は、この限りでない。

## 第3 参加資格

制限付き一般競争入札に参加することができる者は、対象工事等の種類及び設計金額に応じて実施基準に定める対象者の範囲内の者で、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 東京都十一市競輪事業組合契約事務規則（平成10年規則第2号。以下「規則」という。）第5条の規定により管理者が公示した競争入札参加資格を有し、かつ、京王閣競輪場の所在する調布市へ対象工事等に対応する業種又は営業種目に登録していること。
- (2) 東京都十一市競輪事業組合を組織する市（八王子、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市及び国分寺市）のいずれからも指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 東京都十一市競輪事業組合契約における暴力団等排除措置要綱（令和5年要綱第3号。以下「暴排要綱」という。）に定めるところにより入札参加排除措置を受けていないこと。

- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一の入札案件に参加していないこと。
- (5) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一の入札案件に参加していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者で、組合の審査を経て有資格者として認定されたものを除く。）。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が対象工事等に応じて特に必要と認める要件を満たしていること。

#### 第4 公告

管理者は、制限付き一般競争入札を実施しようとするときは、規則第7条の規定により公告する。

#### 第5 入札の参加申請

制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、第4の規定による公告（以下「公告」という。）で定めるところにより、管理者に対して入札の参加を申請しなければならない。

#### 第6 設計図書等の配布等

入札参加者への設計図書等の配布は、公告で指定した方法により行うものとする。

2 入札参加者は、設計図書等の内容について疑義が生じたときは、管理者に対して質問することができる。

3 制限付き一般競争入札に係る現場での説明会は、行わないものとする。

#### 第7 資格の喪失

管理者は、入札参加者が開札までに次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該入札に参加させることができない。

- (1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当するに至ったとき。

- (2) 第3第2号に規定する指名停止の措置を受けたとき。
- (3) 暴排要綱に定めるところにより入札参加排除措置を受けたとき。

## 第8 入札の中止等

管理者は、制限付き一般競争入札の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札の実施を延期し、又は中止することができる。

- (1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるとき、その他公正な入札の確保が困難であると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 管理者は、制限付き一般競争入札の入札参加者が2者未満であるときは、当該入札を中止することができる。

## 第9 落札予定者

予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者）のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

- 2 落札予定者となるべき同額の入札をした者が複数ある場合は、くじにより落札予定者を決定するものとする。
- 3 落札の決定は、第10に規定する資格審査により入札参加資格の確認がとれるまで留保するものとする。

## 第10 資格審査

管理者は、入札の落札予定者となった者から公告で指定した書類の提出を求め、入札参加資格の有無を審査し、落札者を決定するものとする。

- 2 管理者は、前項の審査の結果、落札予定者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札予定者の入札を無効として、その者の次に低い価格をもって入札した者について審査を行うものとし、以後入札参加資格を満たす者が確認できるまで、入札価格の低い者から順次審査を行うものとする。
- 3 管理者は、落札予定者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、

当該落札予定者に対してその旨を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、管理者に対して、その理由について説明を求めることができる。

5 管理者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該理由について回答しなければならない。

#### 第 1 1 落札者の決定

管理者は、第 1 0 に規定する資格審査の結果、落札予定者の入札参加資格を確認したときは、その者を落札者として決定するものとする。

2 管理者は、落札者を決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の確認を行わないものとする。

#### 第 1 2 入札結果等の公表

管理者は、制限付き一般競争入札を行ったときは、速やかに入札結果を公表するものとする。

2 管理者は、入札参加者名、入札参加者数、入札の経過等については、開札が終了するまで公表しないものとする。

#### 第 1 3 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 3 1 日から施行する。